

政府が決めた T P P（環太平洋経済連携協定）交渉参加に関する意見書

野田内閣総理大臣は 11 月 11 日、「T P P 交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明し、同時に「世界に誇る日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村は断固として守り抜き、分厚い中間層によって支えられる安定した社会の再構築を実現する決意である」とした。

T P P は、物品貿易は原則関税撤廃とし、サービスなど非関税障壁についても高い水準の自由化を目指す包括的な経済連携協定とされている。さきの T P P 交渉参加国首脳会合では、野心的で 21 世紀型の T P P の「大まかな輪郭」が発表され、グローバルな貿易の新しい基準を設立し、来年中に協定を完成させようとしている。

T P P 交渉への参加には加盟国の同意が前提とされ、12 月以降高い自由化を要求し、多国籍企業をバックとした米国との事前協議が開始されようとしている。

T P P は、農林漁業や農山漁村への打撃、食料自給率の低下だけではなく、20 以上の交渉分野についても、外国企業による医療・薬価制度や政府調達・公共事業への参入、食の安全基準の緩和、知的財産権、投資の自由化、郵政や共済の同等性などが含まれ、安い物品の流入増加によるデフレの加速化など国民生活や地域経済を破壊する危険性を持っている。韓国でも不平等な米韓 F T A に対し大きな反対運動が起き、T P P 参加国でも労働条件や雇用の悪化に懸念を持っている。

この間国は、T P P 交渉に関する内容や参加国の要求や合意点、日本にどのようなメリット・デメリットがあるのかなどについて十分な情報提供が行われず、各種世論調査では中身がわからないという答えが最も多くなっている。また、多くの自治体が懸念を表明し、農業や医療、消費者団体など各層から強い反発が巻き起こっている。

現在 T P P 交渉は、参加を前提としてしまっている。

よって狛江市議会は政府等に対し、これからでも国内への影響を深く検討し、国民に情報を公開するとともに、日本の食料と地域の農業・農村、医療や雇用、資源、土地など国民の財産を守り抜き、下記事項が実現できない場合は直ちに交渉から撤退することを求めるものである。

記

- 1 交渉参加を決めた際、各国との協議に当たり、政府の方針・体制が明らかでなかったことは大変遺憾である。今からでも明らかにすること。

- 2 各国との協議により収集した情報は、国会で速やかに報告し、国民への十分な情報提供及び幅広い国民的な議論を行うこと。
- 3 関係国との協議に向けては国益を明確にし、国益を損なう協定は結ばないことを約束し、国民生活に重大な影響を与える場合は参加を見送ること。
- 4 国は、T P Pによる影響試算について各省ごとのものではなく、関税撤廃や市場開放による影響等について統一性のある試算を作成・公表すること。
- 5 「世界に誇る日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村をどう守り抜き、分厚い中間層によって支えられる安定した社会の再構築」をどうやって実現するのか明らかにされていない。早期に明らかにすること。
- 6 交渉では、食料自給率の向上や食料の安定供給を実現する観点から、「多様な農業の共存という基本目標、農業の多面的機能への配慮、輸出国と輸入国の不均衡の是正、開発途上国への配慮、消費者・市民社会の関心への配慮」を維持するとともに、農林水産業分野の関税削減、国境措置の縮小は行わないこと。
- 7 米国主導の巨大なT P Pに追従してアジアの成長を取り込むのではなく、アジア諸国との互恵的かつ柔軟な経済連携を追求するとともに、食料・環境・エネルギー分野での連携を強めること。
- 8 外交において、W T O交渉や既存のF T A・E P Aとの整合性をどうとるのか明らかにし、T P Pを先行させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年（2011年）12月22日

東京都狛江市議会

平成23年12月22日 原案否決